

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会就職準備金貸付事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市が定めるさいたま市保育士修学資金等貸付事業実施要綱及びさいたま市保育士修学資金等貸付事業事務取扱要領に基づき、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する就職準備金貸付事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象)

第2条 就職準備金貸付の対象となる者は、次の要件のいずれも満たす者とする。ただし、保育士として週20時間以上勤務する者に限る。また、保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けた者を除く。

- (1) 次に掲げる施設又は事業を離職した者又は当該施設又は事業に勤務経験のない者
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
 - イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
 - オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (2) 市内の次に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者であって、公立保育所の正規職員でない者
 - ア 児童福祉法第7条に規定する保育所
 - イ 学校教育法第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - (ア) 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - (イ) ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
 - ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
 - エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第2項の規定による認可を受けたもの
 - オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
 - カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
 - キ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、市が認定した認可外保育施設

ク 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を行う者

（貸付人数）

第3条 貸付人数は、予算の範囲内で決定する。

（貸付金額）

第4条 貸付金額は、200,000円以内とする。なお、貸付けにあたっては同一の貸付対象者に対し、1回限りとする。ただし、平成28年10月11日以降に貸付要件に該当するに至った場合で、貸付申請日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による埼玉県の保育士の有効求人倍率が全国平均を超える場合は、400,000円以内とする。

（貸付金の使途）

第5条 就職準備金の使途は、以下のいずれかによるものとし、貸付けを受けようとする者は、貸付申請時において、就職準備金の使途を明示するものとする。

- (1) 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- (2) 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料
- (3) 保育所等で使用する被服費
- (4) 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- (5) 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費
- (6) 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用
- (7) 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用
- (8) その他、会長が必要と認める費用

（貸付利子）

第6条 貸付利子は、無利子とする。ただし、借受人が正当な理由なく貸付金を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。

2 前項に規定する「正当な理由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であるとき。
- (2) 借受人及びその者と生計を一にする者で世帯の生計を維持するために主たる収入を得る者（以下「世帯主」という。）が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定

による市町村民税の非課税者であるとき。

- (3) 借受人及び世帯主が、災害、疾病、失業、失職、廃業等により資金困難に陥り、返還金を支払うのが困難であると認められるとき。
- (4) 納付期限までに返還金を支払うことが出来なかった原因が、借受人自身の責めに帰さないと認められるとき。
- (5) その他、会長が正当な理由として認めるとき。

(貸付けの申請方法)

第7条 貸付けを受けようとする者は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 就職準備金貸付申請書
- (2) 申請者及び連帯保証人の現住所の住民票の写し
- (3) 保育士登録証の写し
- (4) 雇用契約書又は採用証明書の写し
- (5) その他、貸付可否の決定にあたり会長が必要と認めるもの

(連帯保証人)

第8条 貸付けを受けようとする者は、貸付金を返済できる一定の収入等がある者を連帯保証人として1人立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとする。また、その保証債務は延滞利子を包含するものとする。

(貸付けの決定及び通知)

第9条 会長は、貸付けの申請があったときは、申請の内容を審査し、貸付けの可否を決定するものとする。

- 2 会長は、貸付けの可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 貸付承認の決定を受けた者は、貸付契約の締結をするため、連帯保証人と連署の上、速やかに借用証書を会長に提出するものとする。

(貸付方法)

第10条 貸付けは、本会と貸付けの決定を受けた者との契約により行うものとし、貸付金は、貸付契約を締結（会長が借用証書を受理）した日の属する月の翌月15日に借受人名義の口座へ振込むものとする。ただし、その日が国民の祝日、日曜日又は土曜日に当たるときは、順次繰り上げて振込むものとする。

(貸付けの辞退)

第11条 会長は、貸付けの申請をした者又は貸付けの決定を受けた者が、貸付契約を締結する前に貸付けを辞退するに至ったときは、貸付契約を結ばないこととする。

(貸付契約の解除)

第12条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日の属する月の翌月から貸付金の契約を解除するものとする。

- (1) 保育所等を退職し、業務に従事する意思がなくなったと認められるとき。
- (2) 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき。
- (5) その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第13条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金の返還の債務を免除するものとする。ただし、第12条第1項第4号の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

- (1) 市内の保育所等において児童の保育等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、市外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができるものとする。
- (2) 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 前項第1号に規定する「その他やむを得ない事由」は、育児休業等により前項第1号に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であることとする。
- 3 第1項第1号に規定する「業務従事期間」については、1年当たりの必要最低従事時間数は960時間以上とする。ただし、週20時間以上勤務することを原則とするものとする。
- 4 会長は、返還債務免除の申請があったときは、申請の内容を審査し、その可否を決定するものとする。
- 5 会長は、返還債務免除の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 6 会長は、返還債務の免除が決定したときは、借用証書と印鑑登録証明書を返還するものとする。

(貸付金の返還)

第14条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合（第13条第1項第1号に規定する災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、原則として当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から1年以内に貸付金を一括返還しなければならない。なお、返還方法は、会長が指定する口座への振込とする。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 保育所等を退職し、業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
 - (4) 保育所等を退職後、引き続き保育所等で業務に従事する意思があり求職活動を行ったが、6月以内に市内の保育所等で業務に従事できなかったとき。
 - (5) 貸付けを受けてから就業を開始するまでの間に内定を辞退したとき。
 - (6) 提出期限を定め書類を提出するよう最終確認書により通知したにも関わらず、書類の提出がないとき。
- 2 会長は、借受人等から貸付金の返還があったときは、その旨を通知するとともに返還が完了したときは借用証書と印鑑登録証明書を返還するものとする。

(返還債務の履行猶予)

第15条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由が継続している期間は、履行期限が到来していない貸付金の返還債務の履行を猶予できるものとする。ただし、第12条第1項第4号の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

- (1) 借受人が市内の保育所等において、児童の保育等に従事しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
 - (3) その他会長が必要と認めるとき。
- 2 前項第2号に規定する「災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由」は、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、各場合において返還債務の履行が猶予される期間は以下に定めるとおりとする。ただし、当該猶予期間は、業務従事期間には算入しないものとする。
- (1) 保育所等に在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合
 - ・ 出産休暇に入る日の属する月の翌月から子が1歳に達する日（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育休法」という。）第5条第3項で定める者にあつては1歳6か月に達する日、同条第4項で定める者にあつては2歳に達する日）の属する月までの間とする。
 - (2) 出産・育児のため保育所等を退職し、出産後、保育所等への再就職を希望する場合
 - ・ 妊娠を理由とする退職日の属する月の翌月から子が1歳に達する日の属する月までの間とする。
 - (3) 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続1月以上の取得であつて時間取得でないものに限るものとする。）
 - ・ 介護休業を開始する日の属する月の翌月から介護休業を終了するまでの間とする。
 - (4) 疾病・負傷等のため療養する必要がある、次のア又はイのいずれかに該当し、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
 - ア 保育所等に在職中に病気休職等を取得する場合
 - (ア) 病気休職等を開始した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した

期間とする。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げないものとする。

(イ) 医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が3月を超えると診断された場合に限るものとする。）は、病気休職等を開始した日の属する月の翌月から1年間を超えないものとする。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げないものとする。

イ 保育所等を退職し、疾病・負傷等の治癒後に、保育所等への再就職を希望する場合

(ア) 疾病・負傷等のため退職した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した期間とする。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げないものとする。

(イ) 医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が3月を超えると診断された場合に限るものとする。）は、疾病・負傷等のため退職した日の属する月の翌月から1年間を超えないものとする。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げないものとする。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の期間満了後、就職活動等のため必要な期間については、さらに猶予することができるものとする。ただし、この期間については、上記(ア)及び(イ)の期間が満了した日から1年間を超えることができないものとする。

(5) 就職先内定後、就職待機中の場合

・内定後待機期間中とする。ただし、1年を超えないものとする。

(6) 保育所等を自己都合で離職した場合であって、保育所等で保育士業務に従事する意思があり、求職中の場合

・6月以内とする。なお、就職、離職を繰り返した場合についても、それぞれの求職期間を通算して6月を超えないものとする。

(7) 人事異動により、保育所等での保育士業務等に従事できなくなったとき。

・通算して2年以内とする。

(8) 次のアからカまでのいずれかに該当する場合

ア 国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けている者

イ 現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給している者

ウ 他に援助を行う者がいないひとり親家庭、老齢年金受給者等

エ 身体障害者等であって、その生活の現況が減免規定との均衡上、猶予の処分を行うことが相当と判断される者

オ 当該債務の全部を一時に納入することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、納付期限延期措置をとることが徴収上有利であると認められるとき。

カ 災害、盗難その他の事故が生じたことにより、当該債務の全部を一時に納入することが困難であるため、納付期限延期措置をとることがやむを得ないと認められる

とき。

・1年以内とする。ただし、更新を妨げないものとする。

- 3 会長は、返還債務履行猶予の申請があったときは、申請の内容を審査し、その可否を決定するものとする。
- 4 会長は、返還債務履行猶予の可否が決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 5 第1項第1号により返還債務の履行猶予を受けている者にあつては、当該返還猶予期間中において、当該業務に継続して従事していることを定期的に会長に対して届出なければならない。
- 6 会長は、返還猶予者から前項の届出がない場合は、返還債務履行猶予を取り消すことができるものとする。
- 7 返還猶予者は、返還猶予の事由が消滅した場合は、その旨を会長に届出なければならない。

(返還債務の裁量免除)

第16条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。ただし、第12条第1項第4号の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

(1) 死亡し、又は障害により貸付金を返還できなくなったとき。

・返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付金を返還させることが困難と認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

・返還債務の額の全部又は一部

(3) 市内の保育所等において1年以上児童の保育等に従事したとき。

・返還債務の額の一部

2 裁量免除の額は、市内において、第13条第1項第1号に規定する業務に従事した月数を、24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

3 会長は、裁量免除を行うに当たって、その妥当性についてさいたま市長の審査を受けるものとする。

4 会長は、返還債務の裁量免除の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(借受人の届出義務)

第17条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長に届出なければならない。ただし、借受人が死亡した場合は、連帯保証人又は法定相続人が届出るものとする。

- (1) 借受人及び連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき。
- (2) 保育所等を退職したとき。
- (3) 保育所等を休職したとき、又は休職から復職したとき。
- (4) 従事先を変更したとき。
- (5) 借受人が死亡したとき。
- (6) 連帯保証人の変更を行う必要があるとき。
- (7) 第12条の規定に該当することとなったとき。
- (8) 第13条の規定に該当することとなったとき。
- (9) 第15条第1項第1号の規定により返還債務の履行猶予を受けている者が、当該猶予期間中に業務に従事しているとき。

(手続未済者への通知)

第18条 会長は、就職準備金の貸付けが終了し若しくは契約解除され、又は第15条に規定する猶予期間が満了したにもかかわらず、貸付金の返還、返還債務の当然免除又は返還債務の履行猶予に関する書類を提出しない借受人（借受人が死亡した場合は、連帯保証人又は法定相続人）に対して、提出期限を定め、書類を提出するよう通知するものとする。

2 会長は、第12条のいずれか又は前条のいずれかに該当するにもかかわらず、届出を行わない借受人（借受人が死亡した場合は、連帯保証人又は法定相続人）に対して、提出期限を定め、届出を行うよう通知するものとする。

(連帯保証人への通知)

第19条 借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定は連帯保証人について準用するものとする。この場合において、連帯保証人に対して通知する旨を借受人に通知するものとする。

- (1) 第17条に規定する届出を怠っているとき。
- (2) 前条による提出期限を経過しても書類の提出又は届出がないとき。

(最終確認書の通知)

第20条 第18条又は前条による通知を3回行い、その提出期限を過ぎても、書類を提出しない借受人及び連帯保証人に対しては、提出期限を定めて、就職準備金貸付の手続に関する最終確認書を通知するものとする。

2 会長は、前項による最終確認書の通知後、提出期限を過ぎても、書類を提出しない借受人及び連帯保証人（第15条の規定による返還猶予の承認を受けた者については、その要件を満たさなくなった者に限るものとする。）に対し、第14条の規定による就職準備金の返還について決定し、通知するものとする。

(借受人等の調査)

第21条 会長は、就職準備金貸付事業の適正な運営を図るため、必要に応じて次の各号に掲げる者に対し、調査を行うことができるものとする。

(1) 連帯保証人

(2) 第15条第1項第1号に規定する返還猶予の承認を受けた者の従事する保育所等

(3) その他関係機関

2 前項の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 借受人及び連帯保証人の現住所

(2) 第13条第1項第1号に規定する業務の従事に関する状況

(3) その他必要と認める事項

(様式)

第22条 就職準備金貸付事業を実施する上で必要な様式については、別表のとおりとする。

(委任)

第23条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年3月31日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第2条、第4条、第5条及び第13条の規定は平成28年10月11日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年12月22日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月25日から施行し、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別表 第22条関係)

就職準備金貸付事業様式一覧

事由	様式番号	様式名称
申請	1	就職準備金貸付申請書
貸付決定	2	就職準備金貸付承認決定通知書
	3	就職準備金貸付借用証書
	4	就職準備金貸付不承認決定通知書
返還	5	就職準備金貸付返還計画申請書
	6	就職準備金貸付返還通知書
	7	就職準備金貸付受領通知書
返還猶予	8	就職準備金貸付返還猶予申請書
	9	就職準備金貸付返還猶予承認通知書
	10	就職準備金貸付返還猶予不承認通知書
	11	就職準備金貸付返還猶予事由消滅届
返還免除	12	就職準備金貸付返還免除申請書
	13	就職準備金貸付返還免除承認通知書
	14	就職準備金貸付返還免除不承認通知書
貸付辞退	15	就職準備金貸付辞退届
届出	16	就職準備金貸付業務従事届
	17	就職準備金貸付異動届
	18	就職準備金貸付（退職・休職・復職・従事先変更）届
	19	就職準備金貸付死亡届
	20	就職準備金貸付連帯保証人変更届兼連帯保証書
書類不備	21	就職準備金貸付手続未済通知書
	22	就職準備金貸付の手続きに関する最終確認書
返還完了	23	就職準備金貸付返還完了通知書